

## 山梨県県土整備部 I C T活用工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県県土整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く）における、I C T施工技術を活用した工事に関して必要な事項を定める。なお、委託業務において実施する場合も、本要領を準用するものとする。

(I C T活用工事及びI C T施工技術)

第2条 I C T活用工事及びI C T施工技術は次のとおりとする。

(1) I C T活用工事（施工プロセス）

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでI C T施工技術を活用する工事をI C T活用工事（標準実施型）とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりI C T施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をI C T活用工事（簡易型）とする。ただし、国土交通省が定める「I C Tの全面的な活用の推進に関する実施方針」における最新の要領に施工プロセスの該当がない場合は、当該プロセスの実施は必要ないものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(2) I C T施工技術

本要領により試行するI C T施工技術は、以下に掲げるものとする。

- ① 3次元起工測量
  - 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
  - 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
  - 3) T S等光波方式を用いた起工測量
  - 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
  - 5) R T K-G N S Sによる起工測量
  - 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
  - 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
  - 8) その他の3次元計測技術による起工測量
- ② 3次元設計データ作成
  - ①で計測した測量データや、発注者が貸与する設計データを用いて、3次元

出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械による施工

※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

・出来形管理

1) 空中写真測量(無人航空機)による出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) TS等光波方式を用いた出来形管理

4) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

5) RTK-GNSSを用いた出来形管理

6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

8) 施工履歴データを用いた出来形管理

9) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

・品質管理

1) TS・GNSS(全球測位衛星システム)による盛土締固め管理

⑤ 3次元データの納品

①から④で活用したICT施工技術のデータを、工事完成図書として電子納品する。

(適用する要領・基準等)

第3条 ICT施工技術の試行にあたっては、山梨県が定める建設工事関連諸規程のほか、国土交通省が定めるICTの全面的な活用に資する最新の要領・基準等を準用する。

(対象工事)

第4条 本要領の対象とする工事及び業務(以下「対象工事」という。)は、山梨県県土整備部が発注する建設工事において、一千万円以上の一般競争入札方式にて公告する全ての工事及び、委託業務(工事)における浚渫業務を対象とする。なお、以下に示す内容となる場合は、「発注者指定型」として発注すること。

【発注者指定型となる場合】

①土工3,000m<sup>3</sup>以上の工事

②舗装面積2,000m<sup>2</sup>以上の舗装工(新設・修繕)を含む工事

③土工1,000m<sup>3</sup>以上の浚渫作業

また、以下のいずれかに該当する場合は、ICT活用工事の対象外とする。

- (1) ICT施工技術の活用により建設現場の省人化・生産性向上が見込まない工事
- (2) 災害復旧工事のうち、緊急を要する工事
- (3) 上記以外で、対象工事に適さないと発注者が判断する工事

(対象工事の明示)

第5条 本要領を適用する対象工事は、「発注者指定型」または「受注者希望型」のいずれかで実施するものとし、公告（指名通知）文中に対象工事であることを明示する。

- ・発注者指定型：ICT施工技術の活用を義務付ける工事（標準実施型、簡易型）。なお、簡易型の①③については、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用することができる。
- ・受注者希望型：受注者の希望によりICT施工技術（施工プロセスの①から⑤、または②④⑤）の活用が可能である工事。なお、簡易型の①③については、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用することができる。

2 前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者からICT施工技術の活用希望があった場合は、協議により対象工事にすることができるものとし、その取り扱いは、受注者希望型と同様とする。

3 受注者は、ICT施工技術の活用を希望する場合、施工計画書提出までに、その旨を監督員と協議し、承諾を得ること。

(ICT施工技術の活用に係る経費)

第6条 ICT施工技術の活用に要する経費は、発注者指定型および受注者希望型の区分によるものとし、山梨県土木工事標準積算基準書に基づき、適切に積算するものとする。

なお、山梨県土木工事標準積算基準書に施工歩掛が無い場合は、国土交通省が定めた要領等に基づき、適切に積算し計上する。

- ・発注者指定型：ICT施工技術の活用に必要な経費は、発注時に計上する。
- ・受注者希望型：本要領に基づき、監督員と協議し承諾されたICT施工技術に必要な経費は、契約変更するものとする。

(施工)

第7条 対象工事の受注者は、第2条（2）に掲げるICT施工技術のうち、発注者指定型の場合、特記仕様書で義務付けたICT施工技術を活用することとし、具体的な実施内容については、施工計画書提出までに「様式2」及び「様式3」により受発注者間で協議を行い決定する。受注者希望型の場合、施工計画書提出までに「様式2」及び「様式3」により受発注者間で協議を行い、協議により決定したICT施工技術を活用し、施工すること。

(工事の監督及び検査等)

第8条 対象工事の監督及び検査は、第3条に基づいて行うものとする。

(工事成績評定の取扱い)

第9条 対象工事においてICT施工技術を活用して完成させた場合は、第一次評定において、考査項目 5. 創意工夫 細別I. 創意工夫 における、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」の対象とし、2点加点する。

2 発注者指定型において、義務付けたICT施工技術を活用しなかった場合は、第二次評定において、考査項目 7. 法令遵守等 における、「8. その他」の減点対象とし、3点減点する。

3 受注者希望型における総合評価落札方式のICT施工技術を活用する旨を宣誓した工事において、施工プロセスにおける②④⑤のICT施工技術を活用しなかった場合は、第二次評定において、考査項目 7. 法令遵守等 における、「8. その他」の減点対象とし、3点減点する。

(総合評価落札方式に関する事項)

第10条 山梨県が発注する総合評価落札方式の工事に関する評価方法等は、山梨県建設工事総合評価実施要領に基づき実施する。

(完成成果品)

第11条 完成成果品は、山梨県県土整備部電子納品要領、及び国土交通省が定めるICTの全面的な活用に資する最新の要領・基準等により納品すること。

(ICT活用工事の報告事項)

第12条 受注者は、ICT活用工事の効果等に関する調査に協力するものとし、調査票(様式1)を監督員に提出すること。監督員は工事完成後概ね2週間を目途に技術管理課に提出する。

(その他)

第13条 この要領、関係諸規程及び運用基準等に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して決定するものとする。

附則

平成28年11月18日から施行する。

平成29年10月 1日一部改定

令和元年10月1日一部改定

令和2年4月1日一部改定

令和3年5月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定

令和6年4月1日一部改定  
令和7年4月1日一部改定  
令和8年4月1日一部改定